

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第 卷七十二第

行發日一月十年三和昭

論叢

財産より生ずる無形所得の課税法學博士 神戸 正雄

形式社會學概念文學博士 米田庄太郎

租稅負擔及び經費の國際比較經濟學博士 沙見 三郎

時論

老齡船の運用とその處分經濟學博士 小島昌太郎

說苑

明治初年に於ける大阪通商會社經濟學士 菅野和太郎

學と實踐經濟學士 福井 孝治

雜錄

大阪の文化と造幣局經濟學博士 木庄榮治郎

私營質屋業の概況經濟學士 楠見 一正

大阪市の人口増加に就て經濟學士 武田長太郎

法令

飢天勞役扶助規則中改正

明治初年に於ける大阪通商會社 (上)

菅野和太郎

目次 第一 緒言 第二 大阪通商會社設立の由來 第三 大阪通商會社 構成 (以上本號掲載) 第四 大阪通商會社の對外的關係 第五 大阪通商會社の業務 第六 大阪通商會社の業績 第七 大阪通商會社の性質 第八 結言

第一 緒言

徳川時代から天下の臺所と謂はれ、或は又我國の富の七分迄も集中して居たといはれたところの大阪は、明治以後に於ても、其の商工業は、異常な發展を遂げて、維新以前と同じく、依然として我國に於ける商工業の中心地となつて居る。而して其の商工業の發展に隨伴して、近代産業の特色たる會社制度も、異常な發展を示して居る。最近の調査によれば、大阪市内に本店を有し、且つ其の所在の明かな會社數は、昭和元年末に於て四千二百七十四社に達し、其の公稱資本金は、二十九億八千萬圓、拂込資本金は、二十億七千萬圓といふ巨額に昇つて居る。而して其の

1) 九桂草堂隨筆 (百家隨筆第一 106頁)
2) 大阪市統計書 第二十五回 第六編 1頁

内近世資本主義の發展と不離の關係に立つ株式會社の状態は如何であるかを見るに、其の社數は千三百五十三であるが、其の公稱資本金は二十五億六千萬圓であつて、總會社の公稱資本金の八割六分を占めて居る。之によつて見れば、大阪の商工業は、株式會社によつて活動して居るともいひ得る譯で、又大阪は株式會社組織によつて、我國に於ける商工業の中心地といふ地位を確保して居るごもいふことが出来る。

かくの如くに大阪に於ては、會社制度が異常な發展を遂げたが、其の發展の跡を顧るに、此の大發展は僅々六十年間の出來事であつて、漸く明治維新後に於て、會社制度がかくの如き状態に迄發展したのである。翻つて我國に於て、會社制度なるものが、何日頃から生じたかといふに、會社の先驅と見るべきもの、或は又會社に類似するものは、既に徳川時代に若干存在したやうである。併し之に關しては未だ充分なる研究を遂げて居ないし、又先學に深く此の問題を取扱つた者も少いために、茲に詳細に論ずることを得ないが、「明治財政史」に、³⁾維新前ニ在リテハ人民營業上合力併資ノ習慣ニ乏シク唯僅カニ組合ト稱スルモノアリシニ過キス而シテ其名ノ世ニ著ハレタルモノハ三井組、島田組、小野組等ノ數個ニ過キス其他或ハ組合或ハ仲間ト稱スルモノアリシモ概ネ同業者ノ聯合セジモノニシテ特ニ年會若クハ月會ヲ設ケ相親睦シテ營業上ノ便益ヲ謀ルニ止マレリとあり、又「開國五十年史」の中にある澁澤榮一氏の「會社誌」にも、之と類似の文言がある。⁴⁾而して茲に出て居る三井組等は、合名會社の一種とも見るべきものではあるが、此の三井組の組織から推すと、維新前の會社制度は頗る幼稚なものであつたらしい。⁵⁾尙會社と屢々混同され

3) 明治財政史第十二卷 323頁

4) 開國五十年史下 677-8頁

5) 上田博士 日本に於ける株式會社の起源 (商學研究 第二卷 820頁)

る株仲間は、右の明治財政史にもある如く、徳川時代には相當に發達したのであるが、これは元來企業形態ではない。即ちそれは單なる同業者の團體であつて、共同的に企業を經營するために團結されたものでないから、此の存在と會社制度との間には直接的の關係のあるものではない。

かくの如くに徳川時代の會社制度を觀察すれば、我國に於ける會社の歴史は、明治維新後に限られて居るといはねばならぬ、尤も幕末に際して、主として大阪の商人によつて、泰西に存在した會社（コムパニー）に倣つて、商社が設立せられたが、之とても、後に述ぶる如く、一種の組合に過ぎなかつた。従つて會社なるものは、維新後に於ける全く新しい舶來の制度である。即ち電信鐵道と同じく開國後に於ける新輸入物である。かくの如く明治の初年に於て全く新規の制度であつた會社が、僅々六十年といふ短年月間に、例へば一都市即ち大阪に於てさへ前に示したる如くに發達するに至つたことに就いては、固より其處に種々の原因が存在したに違ひない。其の原因の内、特に有力であつたものは、言ふ迄もなく政府の奨励である。嘉永六年米艦始めて浦賀に來て、鎖國の迷夢が覺め、伊井大老の大英斷で開國されるや、西歐諸國との交通漸く頻繁となり、次いで歐米諸國の諸制度文物が陸續として輸入されるといふ状態となつた。之と同時に我國の形勢も俄かに一變し、終に維新の改革と共に、百般の社會經濟状態も大變動せざるを得ざるに至つた。其の内企業形態も、從來の如き個人企業では、到底時勢の推移に追隨し得ないことゝなつて、合資結社の必要が、痛感されて來た。此の狀態を早くも觀破した政府は、唯會社の發達を

自然に放任することを得ずして、自らこれが率先者となつて、其の獎勵を大に圖つたのである。而して政府が如何にして會社の發達を圖つたかといふに、それは凡そ二つの方法によつたのである。其の一は政府自らが會社を設立して、其の實例を社會に示したことであつて、茲に述べんとする通商會社は、其の一例である。此等の會社は孰れも數年にして失敗したが、これが社會に、凡そ會社なるものは如何にして設立せらるべきものであるか、又如何なるものであるか、といふことを教へたことは、鮮少でなかつた。次に會社を發達せしめるがために採つた第二の方法は、會社に關する智識を國民に扶植したことである。それは即ち會社に關する著述を刊行したことであつて、明治四年九月大藏省に於て發行せられた「立會略則」及び「會社辨」^{リウカイ}之である。「立會略則」は、澁澤榮一氏が大藏省にあつた時に著したものであつて、其の内容は會社制度を説述したものである。同氏が曾て泰西に官遊した時、會社に就いて目撃耳聞したことを漫録して居たのを、抄出して編んだものであつて、其の目的としたところは、當時立會結社に心ある者に、其の要領を會得せしめるといふことであつた。會社辨は、福地源一郎氏がウエーランドの著せる經濟書綱目中の會社篇を大旨として編纂したものであつて、パンクの譯字として會社なる語を當て、居るのであるから、會社一般に關する著述ではない。併し其の目的としたところは、やはり會社の大要主務を一般に知得せしめて、共同企業を國民一般に扶植せしめんとしたのである。尙此の二書が如何なる目的を以て刊行せられたかは、次に掲げる大藏省の伺^ウによつて、一層判明するであらう。

7) 開國五十年史下 678頁

8) 立會略則 目次一枚。但その草案は吉田次郎氏の執筆にかゝるといふことである。

9) 明治財政史 第十二卷 498頁

貨幣流通之道ハ民産之盛衰國之強弱ニ關係イタシ定ニ國家經濟之第一務ニシテ民庶和同之協力ニ無之テハ擴充難相成候之慮御國民之儀ハ從來之慣習ヨリ重ニ各人獨自區々之小利ヲ相謀リ未タ立會結社之大益タルヲ了知イタシ候者稀レニテ既ニ御新政後通商司被立置爾來二三之會社創立イタシ候得共兎角官民混淆之弊害不少流通之道其利便ヲ得ルニ至ラス現今市場工商之徒貧富ヲ問ハス一般右不便ヲ相鳴ラシ候儀未ダ徳政ノ仁徳洽ク行涉リ兼候場合モ可之候得共畢竟人智相開ラケヌ動モスレハ公權ヲ棄リ各民區々小利ヲ爭ヒ協同戮力之大利ヲ發悟不致ヨリ之儀ト被存候依テ福地源一郎課違會社辨之儀ハ預リ金爲替其餘會社ノ得失便否ヲ詳細ニ論述イタシ剩ヘ行交平易世俗愚蒙之解讀ニ至便之書ニテ且ツ兼テ當省小丞澁澤榮一編述イタシ候立會略則之儀モ右會社辨ト一般立會之仕方等細述イタジ候モノニテ偶々參照イタシ候得共彼此相助ケ體用具備イタシ當世必須之書冊トモ被存候間今般右兩部合冊之上當省ニ於テ刊行可致存候尤商法之儀ハ追々中外御參酌之上適宜之御制度御取設可被成ハ即今之急務ト奉存候得共會社結社等ニ至リテハ強テ官府ニ於テ其方法ヲ設ケ一般指令可致モノニモ無之哉ニ被存候間矢張右兩冊并普通編述之書籍ニテ各民稍々立會之理ヲ會得イタシ候様相成候ハ、公私之公益無此上事ト奉存候依テ別冊相添此段相伺候也

辛未五月十日

大藏省

辨官御中

此の二方策によつて、會社設立の機運が大に助長されたのであつて、又其の結果として會社の發達が今日の盛況に達するに至つたのである。従つて吾々が明治經濟史を研究せんとすれば、當然に明治時代の經濟が一大飛躍するに至つた最初の、又根本的なる動因と見るべき株式會社の起源たる通商會社又は爲替會社を究明する必要がある。そこで私は、大阪が維新後も維新前と同じく、我國に於ける商工業の中心たる地位を占むるに至つた最初の動因たる大阪通商會社を茲に窺つて、大阪の經濟の發達に關する研究の一助としたい。

第二 大阪通商會社設立の由來

大阪に於ては明治二年八月に通商會社及び爲替會社が設立せられたのであるが、全く新規の輸入物たる會社としての通商會社等が、大阪の商人によつて突然に設立せられたのではない。即ち通商會社が設立せられる迄には、前以て幾多の過程を必要としたのである。換言すれば維新前から既に、先覺者によつて會社設立といふ運動が、大阪の商人の間に興されて居たのであり、又維新後も會社に關する知識を有せし者、即ち政府の官吏が、會社設立の準備として種々の活動をしたのである。従つて明治二年八月に大阪通商會社が設立せられるに就いては、幾多の準備と困難とが随伴したのでつて、其の困難たるや、到底今日に於ては想像し難いものであつたらしい。今大阪通商會社が幾多の困難を経て設立せられるに至つた由來を次に述べよう。

(一) 大阪と幕末の商社 延期された兵庫開港及び大阪開市が、愈々慶應三年十二月七日には、約定の如く舉行せられなければならぬこととなつたが、其の準備として、兵庫及び大阪居留地の地均、石垣築立、道路下水の開鑿等を先づ以て行はなければならなかつた。然るに此等の工事に要する金額は約八九十萬兩であつて、其の支辨方法は、財政の窮乏を極めて居た徳川幕府に取りては、容易の業ではなかつた。茲に於て其の支辨方法を講ずる手段として、又併せて貿易を有利に行はしめる手段として、設けられたものが即ち商社である。元來商社のことは、慶應元年の頃から既に内議があり、同三年三月佛國公使ロッシユも亦上阪謁見の際に徳川慶喜に商社設立の必

要を言上した。續いて同年四月勘定奉行塚原但馬守、同小栗上野介、同服部鏡前守、勘定奉行並星野豊後守の四名連署して、當時泰西諸國に於て盛であつたコンパニーに倣つて、商社を設立せんことを幕府に献策した。其の献策書には、商社設立の理由の一つとして、結社合資の必要が次の如く高調せられて居る。³⁾

此度兵庫港御開可相成に付ては是迄長崎横濱兩港之仕來にては開港に相成候度毎に御損失に相成西洋各國に於て港を開き政府之利益を得候方法とは相反し實に奉恐入候次第右は全く商人組合之仕法無之薄元手之商人共一己々々之利益にのみ耽り候故之儀と奉存候將又兵庫并大阪之外國人居留地御取扱相成候に付ては兩所地平均築立等にて凡貳拾萬兩程は相掛り可申其餘運上所渡戸場常夜燈掃除方役々御役宅西國住還西之宮より兵庫迄之間道附替其外にて惣計いたし八九拾萬兩は當年之御出方に相成可申尤地平均築立等居留地御貸渡に相成候へは御入費元高は相返り可申候得共借受人急遽無之候節は一時に繰戻し候譯には參り不申運上所以下御用途金は年々税銀にて御仕理之積りには候得共是等も一時に繰戻兼可申免も角も差向候處當年丈にて八九拾萬兩の御出高に有之可申候處近來御多端の折柄御用途も相嵩當年中にて八九拾萬兩之臨時御出高不容易義にて假令御差繰相成候共當節之形勢少も御貯蓄に相成置非常之急需に御差向違の方可然就ては右御開港に付商社取建方并御用途金川方之儀勘辨仕存付候儀左に申上候

一大阪町人共之内身元宜敷者廿人程人撰仕兵庫開港場交易商人頃取申渡右之者組合諸商買取引致し其餘認之者は右廿人之組合に入取引致候積一體交易筋は商人共一己之利益のみを貪り薄元手之者共互に競ひ取引いたし候様にては元手厚の外國人の爲に利權を得られ當時横濱表商人之如く今日僅に千金之益あり候共明日直に壹萬兩之損失出來候義は全くは商人組合不申一己々々にて取引致候より右様之次第に陥り候儀右は商人一己の損失斗の様に相見候へ共一商人其利を得ざるは一夫其所を得ざると同じ理にて即御國內に於て夫丈之損失に相成十商人の損失も百商人之損失も其高丈御國之損失に相成遂に全國の利權を失し外國人の爲に貶視され西洋商人の爲に東洋に於て貨殖之地を與る儀にて實に歎息の次第に御座候就ては外國人と取引いたし候に

2) 徳川慶喜公傳 卷三 537頁
3) 勝安房 開國起原 (海舟全集 第二卷 599-602頁)

は何れにも外國交易の商社四名コンの法に基き不申候半では逆も盛大之貿易と御國之利益に相成申間敷と奉存候(以下略す)

幕府は、此の献策に基いて六月五日に大阪町人山中善右衛門、廣岡久右衛門、長田作兵衛、殿村平右衛門、辰巳屋久左衛門、平野屋五兵衛、平瀬龜之輔、石崎喜兵衛、白山彦五郎、島屋市之助、近江屋猶之助、鴻池屋庄兵衛、炭屋安兵衛、鴻池屋市兵衛、加島屋作次郎、加島屋重郎兵衛、米屋伊太郎、米屋長吉郎、加島屋作五郎、松屋伊兵衛等二十名を京都に招いて、大目付松平大隅守、勘定奉行並星野豊後守、大阪町奉行小笠原伊勢守、目付設樂岩次郎列席の上右二十名に商社御用を命じ、其の内山中善右衛門、廣岡久右衛門、長田作兵衛の三名を肝煎とし、一代限高百石を與へ、旅行の節帶刀を許し、島屋市之助以下十一名に世話役を命じ、一代限十人扶持を給し、又辰巳屋久左衛門、平野屋五兵衛、島屋市之助、近江屋猶之助、鴻池屋庄兵衛、炭屋安兵衛、鴻池屋市兵衛、加島屋作次郎、加島屋重郎兵衛、米屋伊太郎、米屋長吉郎、加島屋作五郎、松屋伊兵衛等十三名に一代限苗字を稱ふことを許した。かくの如くして右二十名商社御取立御用向が仰付られたが、之と同時に左の申渡があつた。

右兵庫御開港に付、商人共取締之ため商社御取立、右御用向申付候間、商人共一己之利潤を不顧、皇國御益筋相成、御取締向行届候様厚申合、諸事右御用掛之面々差圖を請相御可申候。

尙右の者以外でも商社に加入して貿易せんとする者は、元手金として差加金を出して、大阪中之島西涯倉にあつた商社會所へ申出づべきであるといふことを、八月十七日附の觸で布告して、一般から商社加入者を募つた。併し乍ら唯一篇の令文のみでは、其の効果がなかつたため、九月四

4) 大阪市史第二 964-5頁
5) 同書第四、下 2606頁
6) 同書 2615頁

日に近江屋半次郎、三浦屋半四郎、播磨屋仁兵衛等六十餘名を町奉行所に召して、東西町奉行列席の上、彼等一統に商社御用命を命じた。御用聞の名は美しいが、其の實は商社に加入して、資金を差出すべしとの意に外ならなかつたため、近江屋以下再度集會の上、辭退の旨を歎願したが聞届とならずして、已むを得ず請書に調印した。又先きに商社御用向を仰付かつた大阪の富豪二十名も、内心は快しとしなかつたもののやうである。當時大阪と密接なる關係を有した京都の三井八郎右衛門も、大阪の商人と同じく商社御用を仰付かつたが、それを何とかして免れんがために、或は北野天満宮へ祈禱し、或は又河内道明寺へ一七日の間謹摩執行を頼み、最後に又八月に、既に種々の御用を勤めて居るといふ理由の下で、商社御用宥免の歎願書を差出し、終に其の目的を達して、御用を免せられた。⁷⁾

かくの如き困難を経て漸く商社は、設立されたのであるが、其の加入者の間には商社を誤解する者があつたため、次の觸を出さざるを得なかつた。⁸⁾

兵庫御開港に付、當六月中商社之もの共に相逢候趣有之候處、心取違いたし、商賣取引窮屈に相成候に而は、以之外之義に而、畢竟貿易盛大に相成候様、銘々心掛、手廣之盟ニ應じ、商社取結ひ、正當之取引いたし、若違約等於有之而は、急度沙汰可及事。

右之趣大坂三郷市中に不洩様可相觸候事。

卯八月四日

伊勢
大隅

又一般の人々の内にも、商社に加入しなければ、貿易することを得ないやうに考へるものがあつ

7) 同書第二 971-2頁
同書第五 1073頁
8) 三井家文書
9) 大阪市史第四、下 2614-5頁

たため、商社に加入しない者と雖も、自由に直取引し得るといふ趣旨の觸を、十月十九日に出した。¹⁰⁾かくの如く、商社に加入した者も、亦加入しない者も、商社を喜ばないといふ有様であつた。又商社設立の一半の目的は、大資本の力で、外國商人と競争し得るやうにしようとするのであつたが、當時泰西諸國に存在したコムパニーを正當に理解するもの少く、名はコムパニーを邦譯して商社と命名したが、事實は一つの仲間組合にすぎなかつた。即ち一人の加入者が例へば一萬圓の商賣をすれば、それは其の人の責任で、利益があればそれを全部其の人が享け、又反對に損失があれば、それを全部一人で負擔するといふやうな有様であつた。従つて今日の會社とは全然其の性質を異にして、結局結社合資の目的を達しなかつたのである。¹¹⁾尙商社設立の他半の目的であるところの居留地設備費の支辨方法としての金札發行も、其の金札に對する世人の信用の薄かつたため、それは少しも世に流通せずして、空しく商社御用の庫中に藏せられるといふ結果に了つた。¹²⁾かくの如くして徳川時代の末期には、既に泰西に存在したコムパニーに倣つて、結社合資の外形を採つた商社が、主として大阪の商人によつて設立されたが、コムパニーなるもの理解の乏しかつたため、結局失敗して、徳川幕府倒滅と同時に、解散した。併し乍ら此の商社の設立によつて、大阪の商人は會社に關する知識を初めて會得したのであつて、茲に説明せんとする大阪通商會社と、一脈相通するものがあつたのである。

(二) 大阪と商法司

徳川幕府倒滅して、明治政府が確立したが、明治初年に於ける財政經濟状態は、紛亂の極度に達し、殊に明治元年二年は、不作のため、東北地方では非常の饑饉を生じた

10) 同書 2624頁

11) 世外侯事歴、雜新財政談、中 168-9頁

12) 大阪市史第二 972-3頁

のみならず、未だ内亂治まらなかつたため、商工業は衰退し、信用金融取引は、全く杜絶するといふ状態となつた。而して當時の政府當局は、此の困厄を救済するがためには、産業を奨励して、物産を増殖せしめなければならぬとして、自ら各地の産業の發達を圖り、又金融の利便を大に開通せんとした。此の目的を遂行するがための官署として新設されたものが、即ち商法司である。商法司は會計官中の一司であつて、明治元年閏四月二十五日に京都に設置された。而して其の設置の目的が、大に商業を振起し、又同時に政府のために間接税の收入を増加せしめんとするにあつたため、其の職權は收税と勸商とを兼ねたが、主として活動したのは、勸商であつて、其の仕組は舊各藩の物産方、國産方と稱した制度を因襲したものといふことが出来る。¹³⁾而して其の支署が、大阪に於ては、明治元年閏四月二十六日に設置され、次いで同年五月三十日に商法會所が設けられた。之と同時に山中善右衛門、廣岡久右衛門、長田作兵衛、殿村平右衛門、和田久左衛門、高木五兵衛、平瀬龜之輔、石崎喜兵衛、淺田市之助、中原庄兵衛、井上市兵衛、樋口重郎兵衛、殿村伊太郎、長田作五郎、今堀長五郎の十五名を以つて商法會所元締となし、¹⁴⁾長田作兵衛、石崎喜兵衛、大眉五兵衛、齊柏新助(廣岡手代)、小林卯兵衛(石崎手代)、前田猪兵衛(平瀬手代)、三木奎兵衛(中原手代)、末野與兵衛(殿村手代)は、商法司判事に任命せられた。而して商法會所は、初め過書町に設置されたが、八月二十五日に上中之島町に移された。尙商法會所の設置と同時に五月晦日の夜に左の布令を發した。

近來西洋各國と御通商被仰出候ニ付而は御國內商法之義是迄固陋之弊習ヲ改諸商業手廣ニ可致弘通候御趣意ヲ以當地過書町商

13) 明治財政史第十二卷 327-8頁

14) 鴻池家文書

法會所御取建相成候間諸商人共融通之爲新製之金札御貸下相成候間致拜借度もの右商法會所へ願出可申もの也

辰五月

又商業を規律するために、商法會所から、布達したところの商法大意は左の如くである。¹⁶⁾

商法大意

今度商法會所御取建相成候ニ就面は諸問屋株の向は勿論總而賣買手廣ニさせられ度候條可心得事

一 賣買取極仲問定法と唱候類取調之上御問届可相成候得共職業由精定法より下直ニ賣買致候儀は可爲勝手事

一 諸商賣ニ付其品爲引當元手金拜借被仰付候尤限月利足相定候事

但商賣元手ニ相用候外銀ニ雜費等ニ遣込候儀は被禁其役々より急度取調候事

一 諸仲間之内より二人宛入撰いたし肝煎と唱名前指出し可申候事尤概様ニよりはより被仰付候儀も可有之事

一 諸株仲間取調之上人數増減勝手たるへく事

一 是迄仕來候算加金上納等之儀は御廢し相成候事

辰五月

商法會所

以上によつて明なる如く、商法司は、商業金融機關として、商業上に必要な資金を貸付け、同時に商業の發展に必要な政務を執る官署であつた。従つて當時大阪の商人達は、殊に會計基金調達證文を擔保として、競つて商法會所から資金の融通を受けたのであるが、併し乍ら遂に商法司は豫期の業績を擧げることが得なかつた。蓋し例へば物産増殖のために各藩に貸出された元金は、其のために使用されずして、各藩の經費に遣ひ込まれるか、又は物産製造の元方へ行く途中で消失するといふやうな有様であり、他方に於ては政府の發行した太政官札が、一般に正當に通

15) 萬小間物仕入問屋仲間名前帳(大阪小間物卸商同業組合沿革史 13-4頁)
綿買次問屋株名前帳(綿商舊記 一ノ下)

16) 藍仲買商舊記、上、鴻池家文書

用しなくなるといふやうな状態で、商法司は結局不成績に終らざるを得なかつた。¹⁷⁾之がため商法司の政務の一部即ち收現の事務は、租税司と出納司とが之を繼承し、他の事務即ち勸商の事務は、通商司が之を繼承して、商法司は明治二年三月十五日に廢止された。

(三)大阪と通商司　通商司は、商法司の廢止前一ヶ月即ち明治二年二月二十二日に各開港場に置かれた。而して通商司は、初め外國官に屬したが、同年五月十六日に會計官に轉屬し、其の七月會計官が廢止されて、大藏省が新設されるや、又大藏省に屬し、翌八月更に民政部に轉屬し、翌年七月復大藏省に復歸し、同四年七月五日に至つて、終に廢止された。通商司設置當初の目的は、會計官所屬の商法司の夫とは、大に違つて居た。即ち商法司は、單に國內商業の振起等を其の目的としたが、通商司は専ら外國貿易事務を管理するにあつた。當時我國の外國貿易は、其の開始日尙淺く、ために我商人は貿易上の取引に慣れず、且つ其の資本薄弱であつたのみならず、金融機關も備はらなかつたため、貿易上の利益は殆んど總べて外國人に壟斷せられるといふ有様であつた。又當時各藩は、外人と直接に交渉して資金を借入れ、或は其の產物會所を開港場に設けて直接貿易に従事したため、中央政府が貿易の管理をなすを得ず、中央政府の收入を減少せしめたのみならず、益々輸出入の均衡を失して、金貨流出の弊が、顯著に現はれて來た。而して此等の弊害を防止するために、設けられたものが、即ち通商司である。明治二年二月二十二日の太政官達に

今般諸開港所ニ於テ新ニ通商司ヲ取建貿易事務一切管轄可致旨被仰出候事

右之通被仰出候ニ付テハ以來諸官竝ニ府藩縣共外國人へ諸品買入注文等總テ通商司へ相届免許狀ヲ附候上ナラテハ一切不相成候尤諸官府藩縣共會計前途之目的相立候マテハ買注文相見合セ可申若不得止儀有之候得ハ右通商司へ相届可受違圖事

とあるに依つて明なる如く、中央政府は、府藩縣の權力を減殺し、府藩縣の資格で、直接に外國人と貸借賣買の約束をなすことを禁じ、止むを得ざる事情有る場合に限つて、通商司を経由せしむることとし、政府と外國貿易との關係を規律した。¹⁸⁾

かくの如くして、通商司が設置されたが、設置されてみると、唯かくの如き狭い権限のみに拘束される必要もなく、進んで一般の通商事務を統轄する方が、便利であると認められ、遂に同年三月商法司を廢して、其の事務を通商司の所管となし、次いで五月通商司の所屬を外國官から會計官に移し、同時に三府及び開港場に其の支局を置いて、貿易通商に關する一切の事務を掌らしめた。而して通商司の権限は、明治二年六月二十四日の太政官令達によつて、左の如く規定された。

通 商 司

今般會計官中通商司ヲ置キ進々商律ヲ可被爲立タメ左ノ條件御委任候事

- 一 物價平均流通ヲ計ルノ權
- 一 兩換屋ヲ建ルノ權
- 一 金銀貨幣ノ流通ヲ計リ相場ヲ測スルノ權
- 一 開港地貿易輸出入ヲ計リ諸物品賣買ヲ指揮スルノ權
- 一 廻漕ヲ司ルノ權

一 諸商職株ヲ追改正スルノ權

一 諸商社ヲ建ルノ權

一 商稅ヲ監督スルノ權

一 諸請負ノ法ヲ建ルノ權

右之件々御委任候間三都府始メ諸開港場へ出張地方官へ談合ノ上施行可致事

此等の條目を見れば、通商司が、一般經濟上に關する汎ゆる政務を管掌したことが、分るのであつて、其の權限は、非常に威大なものであつた譯けである。即ち財政經濟に關する立法權と行政權とを殆んど併せ有したるの感があつた。勿論以上舉げた權限は、他の官署からの抗議のために、終に行はれなかつたものもあつたが、¹⁹⁾通商司の下で兎に角顯著に活動したものは、通商會社及び爲替會社である。當時會計官の判事には、伊藤俊介、井上聞多、山口尙芳、五代才助等が居つたが、通商司は元來伊藤俊介と井上聞多との主唱によつて、設置されたものである。従つて前に述べた威大な通商司の權限は、通商司に附せられたといふよりも、寧ろ殆んど伊藤、井上の兩人に委任されたものと見るべきものである。²⁰⁾而して大阪の通商司へは、井上、山口の兩人が六月二十一日に派遣されたのであるが、六月二十七日には政府より通商司設置の旨趣を、三府及び開港場の地方官へ、左の如く通達した。²¹⁾

宇内萬國財を生し貨を集むるの道百物を流通し貿易を便にするにあり凡土に肥瘠の差ひ地に寒暖の別あれば則共生殖するもの亦自ら從て異なり之れをして有無相通じ百貨往來せしむるものは商法の事なり然るに我皇國商律未だ備はらず財を生ずるの道未だ隘ならず今や海外各國和往來し通商開くるにあたつて金錢物價平均を失ひ上下の疲弊日に甚だし故に商律を立て貨幣の職

19) 世外侯事歴 維新財政談、中 153頁

20) 同書 150頁

21) 山田俊藏 近世事情、七 33-4頁

通を助け廻漕の便を設け内外輸出入の多寡を量つて物價を平準ならしめ財を止じ貨を集るの基を開かん爲め會計官中に通商司を設ければ各之と熟議戮力して國益を計れよ

大阪の通商司は、商法會所の存在した場所即ち上中之島（現在豊國神社のある所）に設置されたのであるが、そこは新築の建物であつて、明治元年六月から、其處に存在した松平越前守、森越中守、小笠原佐渡守等の邸宅及び町家數戸を取り毀ち、同年十月二十八日から普請し始められたものである。其の表玄關の寫眞は、大阪爲替會社の發行したる金券の表面に張り付けられてある。

(四)大阪通商會社の設立　かくの如くして明治政府は、勸業殖産の擴伸と金融の疏通とを圖ることを、其の第一の政策としたが、其の手段として、通商司麾下の二大機關として、通商會社及び爲替會社を組織した。而して此の兩會社の組織は、徳川の末期に設立された商社に倣つたものであつて、大阪に於ては明治二年八月十日に設立された。兩會社は兩々相俟つて、我國の商業及び金融を發達せしめて、富國の實を擧げんとしたのであつて、茲に初めて會社を設立するに至つたのは、共同企業の個人企業より優ることを、當時の識者が夙に認めて居たがためである。商人が相互に協力して業に當るべきであるといふことが、大阪通商會社規則の冒頭に記されて居る。即ち曰く「社とは則組合仲間にて同心協力するの意一人よりは十人十人よりは百人仲間多ければ大業にても容易に成就す。」と。かくして通商會社は、爲替會社と同じく、通商司内に設置されたが、これが設立は、然かく容易に實現されたのではない。既に大阪の商人は、曾て幕末に設立さ

れた商社によつて苦い経験を嘗めて居り、且つ會社なるものが如何なるものであるかを未だ充分に理解しなかつたため、誰も喜んで會社の設立に参加しようとはしなかつたやうである。初め通商司が設置されるや、大阪の主なる富豪を擧げて、通商司御用掛となし、次いでそれ等の人々をして、通商會社及び爲替會社の設立に参加せしめたのである。即ち彼等は、夫れ相當の身元金を兩會社に提供せしめられて、通商會社又は爲替會社の惣頭取又は頭取並等に任命されたのである。而して當時大阪の商人の内には、其の會社設立に關係することを忌避した者も少くなかつたやうである。今其の一例を左に示さう。

乍 恐 口 上²²⁾

昨三日私共被爲召出不存寄通商局御用端被爲仰付冥加至極難有仕合奉存候然處私共兼而病體ニ御座候得共渡世之儀ニ付不得止事京都始近國得意廻り壹ヶ月之内廿日斗も毎月旅行而已仕居中候懸ハ誠以奉恐入候得共右御用筋之儀御賢察之上御用捨被爲成下候ハバ御慈悲之程難有仕合奉存候 以上

八月四日

伊丹屋勝藏

病氣ニ付

代喜

藏

御通商局

右の如くに莊保勝藏は、病氣を理由として再三再四通商司御用を免せられんことを歎願したが、通商司から許容されなかつたため、同人は餘儀なく左の請書を差出さざるを得ぬこととなり、次いで身元金三百兩を提出して、通商會社の頭取並となつた。

乍恐口上²³⁾

一、去ル三日私共被爲召出通商局御用端被爲仰付其加至極難有仕合奉存候依之御請奉申上候然處私共兼而病體ニ御座候得共渡世之儀ニ付京都始近國得意廻リ壹ヶ月之内廿日斗も旅行仕居申懸リ候ニ付甚奉恐入候得共時機ニより候ハハ利兵衛と申者代勤爲致度候間此段御覽奉申上候何卒御開濟爲成下候ハハ重々難有仕合奉存候 以上

明治貳巳年八月八日

伊丹屋勝藏

病氣ニ付

代 嘉

藏

御通商局

かくの如く大阪の商人が其の参加を忌避したため、通商會社の成立には、多大の困難を伴つたが、政府の歡誘、或は又半ば強制によつて、漸く明治二年八月十日に實現された。其の後も、尙多くの人々の参加を必要としたため、八月二十六日に左の布令を發した。

今般中之島元商法會所へ通商局被爲建爲替申社通商會社兩社を令相設候旨趣は皇國商法之基礎を立海陸運送之便利を得て遠近互に物品之有無を通シ商業自在ならしめん爲にして別而近來市中衰廢之景氣を深く被爲歎候厚キ御憐恤之趣意より出候義ニ付大阪市申民は勿論諸國商民ニ至迄前條御趣旨貫徹いたし商社ニ相加ハるニ於てハ商用金銀融通自在ならしめ盛大商業相營候様可被成造候條一同得其意素より從來之規則ニ準シ同業同志之中合加入可致尤望ミ無之ものハ是迄之通商業相營候儀勝手次第ニ付強て申勸候ニ不及有志之もの而已申合早々中之島通商局に可申出もの也

右之趣四組町ニ記無洩相達るもの也

巳八月

大阪府

かくの如くして大阪通商會社が設立されたのであるが、大阪爲替會社も之と同時に設立されたのであつて、兩會社は相互に唇齒輔車の關係を有し、共に通商司の命令を仰いで、其の營業に従事した。又同時に兩會社は、政府より特別の保護を受けたのであつて、全く半官半民の會社であつた。而して通商會社は、内外商業の振興を圖ることを、其の目的とし、爲替會社は、其の振興に必要な資金を融通して通商會社に援助を與へ、併せて民間の金融を圓滑ならしめることを、其の目的とした。故に大阪通商會社規則によれば、其の設立の旨趣は、一には皇國商法の基礎を立て、商業を自在ならしめ、二には國內に於ける海陸運送の便利を得て、邊土遠境と雖も物品を潤澤ならしめ、三には海外諸國物價平均の相場を得て、國の疲弊を防がんがためである、と規定されて居る。かくの如き目的のために設立されたところの通商會社は、従つて又次の如き所務を有したのである。²⁴⁾

- 一、諸物價平均流通を旨とし商業を盛んならしめること
 - 二、貿易品輸出入を算し商業の緩急を計り内外の商法を便にすること
 - 三、廻漕を便利にし遠近の有無を通し物品廉價ならしめること
 - 四、諸商社を總轄して高利を食はらしめざること
- かくの如き目的を有するところの大阪通商會社の名が、會社を誘導する通商司の名と混同されること、屢々あつたため、翌三年八月四日に通商會社を改めて開商會社と稱した。

廻 達²⁵⁾

24) 商社規則序書

25) 藍仲買商濤記、下

一通商會社改商社と唱來り候處今般尙又改開商會社と相唱候旨趣被仰出候此段御心得迄相違候 以上

庚午八月四日

開商會社判

其の後翌四年四月三日に更らに開商社と改名した^{c26)}

第三 大阪通商會社の構成

(一) 社中 大阪通商會社は一つの社團であつたが故に、それを構成するところの社員が存在したことは勿論である。此の社員を社中と稱した。通商會社及び爲替會社が設立される時、大阪の富豪約五十名が、夫れ夫れ分限に應じて身元金を醸出したのであつて、彼等が所謂發起人であつた譯けである。元來通商會社の社中となることを得たものは、個人又は商社であつて、其の商社に加入した者も亦、社中と稱せられた。而して通商會社の社中が、其の分限に應じて差加金（一名身元金）を醸出する義務のあつたことは勿論であつて、通商會社は、此の差加金を以て、會社の元備金としたが、安全に利殖せんがために、爲替會社へそれを預入れた。これは所謂資本金であるが、それを以て營業資金としたのではなく、單に社會の信用を獲得せんとしたにすぎなかつた。社中は其の差加金に對して月一步の利息を受ける權利を保有し、尙會社に利益があれば、其の出資金に應じて利益配當を受ける權利をも享有した。而して社中は、其の差加金に對して差加金預り手形の交付を會社より受けたのであるが、其の手形は之を隨意に讓渡することが出來た。尤も其の手形を讓渡する前に、會社へ申出でて、其の許可を受ける必要はあつた。かくの如き權

26) 1) 2) 3) 4)
 大阪通商會社規則第四條
 大阪通商會社規則第四條
 大阪通商會社規則第四條
 大阪通商會社規則第四條

利を社中は享有したが、若し不正を働いて、會社に損失を負はしめた場合には、其の社中は、其の損失を填補する義務があり、尙場合によつては、社中評議の上過料銀を徴收せられるといふ責任があつた。

社中の資格は、之を制限することなく、大阪府内は勿論府外の者でも、身元調査の上加入させられたのであるが、唯遠國の者は、其の身元を確實にするため、其の國の府藩縣の添翰を持參する必要があつた。而して創立當時の社中の數は、所謂發起人を除いて、約三十であつたが、其の後各商業に商社が成立するに従ひ、其の社中の數を増加したことは勿論である。之と同時に元備金も増加したのであつて、創立當時の差加金の合計は、所謂發起人即ち重役の身元金を除いて、三萬五千六百七十六兩であつたが、明治三年六月末に於ては、拾七萬四百七十四兩に増加した。

(二) 會社の機關 會社の代表機關とも見るべきものに、惣頭取がある。而して惣頭取には、會社成立の際に兩會社に身元金を提供した所謂發起人の内から、左の三名が任命せられた。

石崎喜兵衛 殿村平右衛門 中原庄兵衛

此等の惣頭取は、勿論多額の差加金を出したるがために任命されたのであつて、三人の惣頭取は、重要な事項に就いては連署して責任を負担したが、其の他の事項に就いては、當番の惣頭取が單獨で行動した。

惣頭取の外に頭取並といふ機關があつた。頭取並には、發起人の内から約三十二人が任命され

5) 同規則第六條、大阪爲替會社規則第八條
6) 大阪通商會社規則第十一條
7) 同規則第四條、但書
8) 會社全書(大藏省編纂)二
9) 同上

課は次の如くであつた。¹⁴⁾

一木炭	津田休兵衛	一木炭	和田久右衛門
一寒天	門田三郎兵衛	一銅類	木原忠三郎
一葛	原嘉助	一綿	澁谷庄三郎
一千鱈	三井元之助	一藥種	池田四郎兵衛
	島田八郎左衛門	一吳服	三井八郎右衛門
	小野善助	一蠟油	下村清兵衛
	山良七兵衛	一蠟	井上市兵衛
	福田吉兵衛	一蠟節	西村七郎兵衛
一貿易	長田作五郎	一米穀	高木五兵衛
一茶	辻忠右衛門	一砂糖	清海安五郎
一生絲	木村作五郎	一藍	杉村庄太郎
一蠶種	菅井三十郎	一古手	山田甚兵衛
一石炭	榎本六之助	一鐵	莊保勝藏
一藥種	山本正右衛門	一醬油	平井四郎右衛門
一綿	山口傳兵衛		草間伊兵衛
	川淵正三郎		山本又三郎
	山口吉郎兵衛		
	芝川又右衛門		
一乾魚	原嘉助		

會社の監督機關として非番の者が、二人宛順次に會社を見廻ることになつて居た。¹⁵⁾尙株主總會に相當するものに、社中評議といふものがあつて、社中一同が集合して、重要事項に就いて議決したのであるが、¹⁶⁾それは夫程重要な役割を演じなかつたやうであつた。

14) 同上

15) 大阪通商會社規則第二十八ヶ條但書

16) 同規則第十一ヶ條